

枚方市教育委員会
協議会会議録

令和5年（2023年）11月21日

枚方市教育委員会

第8回 枚方市教育委員会協議会 会議録					
開会	令和5年11月21日午前10時53分		閉会	令和5年11月21日午前11時38分	
案 件					
1	重大事故検証委員会の設置について				
2	中学校全員給食における可能性調査結果及び施設整備方針について				
3	(仮称) 学校事故等調査委員会の設置等について				
4	今後の中学校部活動の在り方について				
構成員	教 育 長	尾川 正洋	構成員	教 育 委 員	近藤 孝
	教 育 委 員	谷元 紀之		教 育 委 員	中西 悠子
	教 育 委 員	橋野 陽子		/	
説明員	副 教 育 長	岩谷 誠	説明員	児童生徒支援課長	倉田 仁司
	総合教育部長	今市 将和		放課後子ども課長	交久瀬 有里
	学校教育部長	新保 喜和		教職員課主幹	角 政人
	総合教育部次長	大西 佳則		教育指導課長	井手内 太吾
	学校教育部次長	河田 典子		教育指導課主幹	伊藤 良峰
	学校教育部次長 兼学校教育室長	齋藤 博		私立保育幼稚園課長	西田 恵子
	学校教育部 教育支援室長	木村 聡		公立保育幼稚園課長	中道 直岐
	教育政策課長	笠井 二郎		記録	教育政策課課長代理
	おいしい給食課長	亀野 真紀	傍聴の人数		4人

○尾川教育長 それでは、引き続き教育委員会協議会を開会いたします。

まず、事務局からの報告案件ですが、案件1「重大事故検証委員会の設置について」説明をお願いいたします。

中道公立保育幼稚園課長。

○中道公立保育幼稚園課長 それでは、資料をご覧ください。「重大事故検証委員会の設置について」、ご説明申し上げます。

まず、「1. 政策等の背景・目的及び効果」といたしましては、令和3年及び令和4年に送迎バスに子どもが置き去りにされ亡くなるという大変痛ましい事案が全国で発生しており、就学前児に係る事故防止の取り組みの強化が必要とされています。国から教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について通知されたことも踏まえ、本市に（仮称）「特定教育・保育における枚方市重大事故検証委員会」の設置を進めるものでございます。なお、「特定教育・保育」とは、市が施設型給付費の支給対象施設として確認する認定こども園、幼稚園、保育所等で受ける教育・保育を指し、それらで死亡事故等の重大事故が発生した際に、事故の発生前、発生時、発生後の一連のプロセスにおける子どもや周囲の状況、また時系列の対応などを確認するとともに、発生原因の分析を行い、必要な再発防止策を検討し、事故防止の意識啓発等に活用するものです。

また、本検証委員会は、再発防止策を検討するものであり、関係者の処罰等を目的とするものではありませんので、よろしくお願いいたします。

次に、「2. 内容」についてでございます。初めに、（1）検証の対象範囲についてでございます。特定教育・保育下及び地域子ども・子育て支援事業（就学前児を対象とした事業に限る）などにおきまして、本市で発生した事故のうち、死亡事故や意識不明等、市において検証が必要と判断した事例を対象としております。地域子ども・子育て支援事業とは、地域子育て支援拠点、一時預かり、延長保育、ファミリーサポートセンターなどでございます。

次に、（2）検証組織についてですが、枚方市社会福祉審議会における児童福祉専門分科会の下部組織として設置いたします。構成委員は、学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者等の有識者で構成いたします。

次に、（3）検証の進め方でございますが、まず①事前準備といたしまして、事務局の有資格者（教諭、保育士等）による事故現場の確認や施設関係者、保護者等への聞き取りを行いまして、概要資料を作成いたします。②といたしまして、その後、同検証委員会を開催いたしまして、概要資料や施設関係者等の聞き取りにより、事実整理・要因分析、問題点や課題の抽出、具体的な対策についての提言を行い、報告書の作成及び公表を行います。

次に、「3. 実施時期」でございますが、11月の教育子育て委員協議会において報告をし、そして令和6年4月の設置を予定しております。「4. 総合計画等における根拠・位置付け」、「5. 関係法令・条例等」につきましては、記載のとおりでございます。

「6. 事業費・財源及びコスト」でございますが、委員報酬として45万6,000円を今後計上してまいりたいと考えております。

重大事故検証委員会の設置についての説明は、以上でございます。

○尾川教育長 はい、ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。谷元委員。

○谷元委員 今、丁寧に説明していただいたんですけども、1の政策等の背景・目的及び効果の中にも書かれていますが、近年、送迎バスに子どもが置き去りにされ亡くなるという事案が発生して、テレビ等のニュースでも取り上げられていました。枚方市として、このような事故がないようにどのような事故防止の取り組みをされているのか、お伺いしたいと思います。

○尾川教育長 中道公立保育幼稚園課長。

○中道公立保育幼稚園課長 まずは、公立の就学前児童施設の状態についてでございますが、子ども発達支援センターでは、3台のバスと1台のワゴン車で子どもたちの送迎を行っております。それらの車両につきましては、降車後、子どもたちの席の最後列に配置したボタンを押さなければサイレンが止まらない装置を設置するとともに、残された子どもの存在をセンサーで感知し、職員に知らせる装置の両方を全ての車両に設置し、安全確保に努めております。

また、保育所及び幼稚園におきましては、出席予定の子どもが登園しなかった場合には登降園管理システムを活用し、保護者に電話にて状況を確認するとともに、全ての施設で毎月災害や不審者への対応訓練などを実施するなど、事故の防止に努めているところでございます。

○尾川教育長 西田私立保育幼稚園課長。

○西田私立保育幼稚園課長 次に、私立の就学前児童施設についてでございますが、令和2年10月に国がまとめました「こどものバス送迎・安全徹底プラン」において、早期の子どもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」が示され、送迎用バス車内への幼児等の所在の見落としを防止するための安全装置の導入に必要な経費の支援が決定されました。この制度を活用しまして、送迎用バスを保有する7つの施設に対して案内し、現在では全ての施設において安全装置が設置されております。

また、公立施設と同様に、各園において登降園管理システムの活用や訓練の実施、さらに公立保育所の危機管理マニュアルや危機事象等の共有にも取り組んでいるところでございます。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 回答ありがとうございます。

登降園管理システムの活用や保護者への確認、それから全ての施設で毎月災害や不審者への対応訓練など、事故防止や安全確保に努めておられることが今の回答で分かりました。また、私立については、就学前児童施設では国の支援制度を活用し、全ての施設において送迎用バスに安全装置が設置されているとのことと安心していたしました。

今後も事故防止に努め、安全対策の取り組みをよろしくをお願いいたします。

以上です。

○尾川教育長 はい、ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件に対するご意見、ご質問は、この程度にとどめます。

続きまして、案件2「中学校全員給食における可能性調査結果及び施設整備方針について」説

明をお願いします。亀野おいしい給食課長。

○亀野おいしい給食課長 それでは、案件2「中学校全員給食における可能性調査結果及び施設整備方針について」をご説明いたします。

資料の5ページをご覧ください。

まず、「1. 政策等の背景・目的及び効果」ですが、1日当たり約1万2000食を必要とする中学校の全員給食の実施に向けては、令和4年12月に「今後の中学校給食に関する方針」を策定しており、方針では食缶による給食提供方式を採用するとともに、それに伴う施設整備と事業運営については、第三学校給食共同調理場跡地を活用した「新しい給食センター」で、1日当たり約6000食を調理し、残りの6000食については「第一学校給食共同調理場」を整備して活用することとしています。

この施策を円滑に進めるに当たり、方針で示す給食提供方式の適否や民間のノウハウを活用するPFI手法も含めた施設等の整備手法が有効であるかの検証等を行うことを目的としまして、委託による可能性調査を実施いたしました。

今回、この調査により、本事業における方針の整備手法等について有効であるとの結果が示されたことから、その内容を報告するとともに整備方針の確定を行うものです。

資料の6ページをご覧ください。

「2. 内容」につきましては、まず(1)結果報告といたしまして、枚方市中学校給食調理場PFI導入可能性調査委託の主な調査項目の結果概要について、資料に沿ってご説明いたします。

①学校給食の実施方針ですが、全員給食の実施手法については、給食の実施方式の検討を実施した結果、自校調理方式や親子調理方式では設置する用地の確保に課題があること、民間調理場活用方式については、調理後の提供に配送時間等の課題があることや市が衛生管理について把握が困難であるなど、本事業にはふさわしくないという結果となりました。

これらのことから、中学校全員給食の実施は「今後の中学校給食に関する方針」で示すとおり、1日に6,000食をつくる第一共同調理場の改修に加えまして、残り6,000食の給食提供の実施については給食センター方式で実施することが望ましいとされたことから、センター方式での検討を進めました。

次に、②第一共同調理場の改修整備におけるPFI導入可能性検討ですが、この整備につきましては「設計工事費等の規模については問題ないが、一方で、事業者公募をしても競争原理が働かないことなどから、改修整備は従来方式で実施することが望ましい」との結果が示されました。このことから、第一学校給食共同調理場改修工事については直営での実施とし、今後関係課と連携して進めていく考えです。

資料の7ページをご覧ください。

③新給食センターの整理です。新たに整備する給食センターについては、1日当たり6,000食の調理能力が必要であることから、その食数を賄える規模であること。また、土地の用途地域においては、工業地域または準工業地域の用地を確保する必要があることなどから、方針どおり「第三学校給食共同調理場」を新給食センター整備地として検討すること、加えて整備に当たっては、開設後50年以上が経過した既存施設を解体した上で、新給食センターを建設する方向で検

討を行うことが望ましいとされました。

この整理を踏まえまして、④第三共同調理場の整備におけるPFI導入可能性検討といたしまして、13の企業に対して市場調査が実施されました。その結果として、2社が「代表企業として参入する意欲がある」と答えたほか、多くの企業が本事業に関心を示す結果となりました。また、事業方式については、PFI方式でもDBO方式でもどちらでもよいという回答が多く見られましたが、昨今の物価高騰を踏まえて、サービス対価の見直し等に対して柔軟に対応することや、光熱水費は市負担とすることが望ましいといった意見が得られました。

そのほか、これまで建設事業において猶予期間が設けられていました「時間外労働の上限規制」の法律が令和6年4月から適用されることから、働き方改革を考慮して、設計期間は8か月、建設期間は14か月と設定して、スケジュールの検討を行うことが望ましいなどの意見がございました。

資料の8ページをご覧ください。

「総合評価」では、これまでの調査を踏まえ、新給食センターの事業方式を、従来方式、DBO方式（SPCなし）、DBO方式（SPCあり）、PFI方式（BTO）と比較して、事業実施に向けた総合的な評価を示したのが、この表となります。この表の結果から総合的に判断いたしますと、「定性的効果で最も優位であり、一定の経済的効果が見込まれ、割賦払いが可能となる「PFI方式（BTO）」が、市の示す新学校給食センターの施設整備と事業運営の事業手法としては適していると言える」との評価が示されました。

資料の9ページをご覧ください。

総合評価として「PFI方式（BTO）が最適」とされた理由といたしましては、「公共施設にかかる一般財源部分についての割賦払いにより、財政支出の平準化が可能」であり、「金融機関によるモニタリングチェック効果が期待でき、給食提供実施後の運営が安定的」であること。また、「SPC設立により、給食提供の運営において倒産リスク等の突発事態の回避が見込める」ことなどが挙げられており、学校給食の調理業務として、安全で安定的に15年間の事業運営期間を継続していくことを考えた場合に、最も適する手法であるとの評価となっています。

次に、⑤課題と対策ですが、1つ目に「円滑な事業遂行」として、設計・建設期間が22か月以上かかることが明らかとなったことから、各種公募手続や事務作業等を円滑に行うこと、契約締結後の設計・建設期間においても遅れないように業務を進めることが示され、2つ目には「近隣住民への配慮」として、第三共同調理場の周辺は住宅となっているため、住民の理解を得ること、騒音や臭気等の対策の徹底、歩行者の安全確保等を重視した公募資料とすることなどの対策の必要性が示されました。

資料の10ページをご覧ください。

⑥事業スケジュールですが、前回の協議会で第一共同調理場改修中に民間調理場を活用することが事業者の意向で難しくなったことをご説明していたところですが、この民間活用ができるかできないかの判断の時期を令和6年6月末と設定いたしまして、今回の可能性調査で示されたスケジュールを基に、民間活用が難しい場合と活用が可能な場合の2パターンのスケジュール案を提示しております。

上の表、民間調理場活用が不可能な場合のスケジュールでは、新センターの完成を令和9年度の6月頃とし、その活用の開始を夏休み明けの2学期としております。その後、第一共同調理場の改修を行い、全員給食のスタートを令和10年度と想定しております。下の表、民間調理場活用が可能な場合のスケジュールでは、2つの調理場の整備の完成が令和9年度の6月頃となりますので、全員給食のスタートを令和9年度の夏休み明けの2学期としております。

資料の11ページをご覧ください。

これらのスケジュールの工程については、現時点のものであり、各業務の詳細な検討をすることで条件等が変動する可能性があること。また、そのことを考慮し、事業スケジュールはその都度見直す必要があること。そのほか、選択制食缶給食としての供用開始時期を令和9年度の2学期とすることで、教職員の繁忙時期を避けたスムーズなセンター方式による給食の導入が可能であることなどの見解が調査結果として示されました。

次に、(2) 全員給食における施設整備方針の確定についてですが、今回の可能性調査の結果から、中学校全員給食における施設整備の実施方針といたしましては、第一共同調理場の改修工事は直営で実施すること、新給食センターは第三共同調理場の跡地を活用し、本事業に最適であると評価されたPFI方式(BTO)で実施していくこととしました。今後、この結果に基づきまして、PFI手法での整備に関して専門的支援を受けるためのアドバイザー委託について契約手続を進めるなど、できる限り早急に事業スケジュールを進めていきます。

「3. 実施時期等」ですが、今月27日開催予定の教育子育て委員協議会へ調査結果等の報告を行います。また、今回の可能性調査結果において、アドバイザー委託の期間を7年度の9月末までとすることが推奨されていることから、12月に債務負担行為の補正を行います。

資料の12ページをご覧ください。

「4. 総合計画等における根拠・位置付け」、及び「5. 関係法令・条例等」、「6. 事業費・財源及びコスト」については記載のとおりです。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○尾川教育長 はい、ありがとうございます。

それでは、この件に関しましてご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。谷元委員。

○谷元委員 今、丁寧に説明していただいて、かなり綿密に調べていただきながら進めていただいているということはよく分かりました。ただ、全員給食の開始時期について、令和9年9月、2学期ぐらいからできるのか、もう少し後になるのかということが、保護者にとったら分かりにくいと思います。生徒にとっても楽しみにしている生徒もいると思いますので、開始時期について保護者や生徒にどの辺りで伝えていこうと考えておられるか、教えていただけたらと思います。

○尾川教育長 亀野おいしい給食課長。

○亀野おいしい給食課長 令和6年の6月末で発表できるかなと思っています。

その時点を最終にして外部発注による弁当型の給食が使用できるか出来ないかということを確認にして決定します。ここで判断することが、施設の完成から逆算して改修工事の手続き等を進めるための最終リミットになると考えています。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 はい、ありがとうございます。分かりました。

また決まりましたら、生徒、今後入学予定の小学生等にも、いつから給食が中学校でも全員で
きるようになるよっていうことをお知らせしていただけたらありがたいなと思いますので、この
点よろしくお願ひしたいと思ひます。

○尾川教育長 はい、ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

子どもたちのことを考えれば、できるだけ早くっていうのはもう間違いなくそのとおりでと思
ひます。昨今の物価高騰の問題とか働き方改革の問題というところが、非常に人手不足あるいは
資材不足、もう様々な要因がありますので、なかなかいかんともし難い部分もあるのかなと思
ひつつ、そうは言っても、本当に我々としては早くやりたいという思いで取り組んでおりますので、
できる限りの工夫をしつつ、引き続き関係者と調整しながら検討していきたいなというふう
に思っております。また、この事業に取り組むに当たっては食育の充実ということも併せて、し
っかり取り組んでいく必要があるかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいた
します。それでは、本件に対するご意見、ご質問は、この程度にとどめたいと思ひます。

続きまして、案件3「(仮称)学校事故等調査委員会の設置等について」説明をお願ひいた
します。倉田児童生徒支援課長。

○倉田児童生徒支援課長 「(仮称)学校事故等調査委員会の設置等について」、ご説明いた
します。

協議会資料13ページをご覧ください。

「1. 政策等の背景・目的及び効果」についてです。学校で生じる事故等の対応は、文部科学
省より「学校事故対応に関する指針」が示されており、学校や教育委員会が事件・事故、災害の
未然防止対策から、学校事故等が発生した場合の発生直後の対応、初期対応、基本調査や詳細調
査、再発防止策の策定・実施等、適切に対応するため、共通理解と外部の専門家が参画する調査
委員会の設置などの体制整備を図るよう求められています。

本市においては、学校事故等の未然防止のための取り組みや事故発生直後の対応、初期対応に
ついては既に整備し、実行しています。今般、「特定教育・保育における枚方市重大事故検証委
員会」の設置と軌を一にして、本指針に基づき、学校事故等が発生した場合に、学校における基
本調査の実施体制を取るとともに、発生原因や事故後の対応等を詳細かつ客観的に調査し、より
効果的な再発防止策を講じることができるよう、調査委員会設置等の体制整備を図るもので
す。

14ページをご覧ください。

「2. 内容」につきましては、まず(1)文部科学省の指針が示す「学校事故等対応の流れ」
になります。学校事故に関しては、日頃からの未然防止の取り組みが大切だと言えます。そのた
め、学校は毎年、危機管理マニュアルの見直し等を実施しています。事故が発生してしまった場
合は、管理職の指揮の下、応急手当の実施とともに、被害児童生徒等の保護者への連絡を行いま
す。また、学校管理下等で発生した事故に関しては、教育委員会への報告を学校の初期対応とし
て求めています。なお、死亡事故に関しては、府教育委員会を通じて国に報告することになって

います。現状では、この①～③までの流れは、本市教育委員会並びに学校において整備及び実行できている内容となります。

そして、この後の④～⑥が、今般、体制整備及び周知を図るものとなります。学校管理下で発生した事故が、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等、重篤な事故の場合は、学校において事故関係者等への聞き取り等を基に基本調査を行い、事故報告書を作成の上、教育委員会への提出を求めます。学校からの報告を受け、教育委員会が詳細調査の実施の有無を判断します。詳細調査とは、教育委員会が中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置し、事故の検証を行うものです。この調査の結果を受け、保護者への説明、国への報告、そして、再発防止策の策定・実施を進めていくこととなります。

次に15ページをご覧ください。

内容（2）につきましては、詳細調査の体制についてです。学校事故調査委員会は、事実関係を把握し、事故に至る経過を探り、発生原因を調べ、事故後の対応を確認し、再発防止策を打ち立てることが主な担当事務となります。また、委員会の構成員は、弁護士、医師、学識経験者等で構成する予定です。

調査の対象は、学校による基本調査のうち、詳細調査が必要と教育委員会が判断したものを考えています。詳細調査へ移行するかどうかは、ア、教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合、イ、被害児童生徒等の保護者の要望がある場合、ウ、そのほか必要な場合を基に決定いたします。

内容（3）総合型放課後事業に係る事故の対応につきましては、学校事故等に準じて対応いたします。ただし、基本調査（職員や児童への聞き取り等）につきましては、放課後子ども課で実施します。

16ページをご覧ください。

「3. 実施時期等」、「4. 総合計画等における根拠・位置付け」、「5. 関係法令・条例等」については、記載のとおりです。

以上、(仮称)「学校事故等調査委員会の設置等について」のご説明とさせていただきます。

○尾川教育長 はい、ありがとうございます。

それでは、この件につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。谷元委員。

○谷元委員 昨年度、枚方市内の小中学校で起こった事故で救急搬送された事故と、教育委員会に報告のあった事故は何件ぐらいあったのでしょうか。それから、小学校中学校それぞれの件数を教えていただきたいなと思います。また、学校事故等の未然防止のための取り組みや事故発生直後の対応、初期対応については既に整備し、実行していますとも書かれていますが、具体的な未然防止の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○尾川教育長 倉田児童生徒支援課長。

○倉田児童生徒支援課長 市立小中学校には、教育委員会へ救急搬送の有無にかかわらず、以下5点の場合に報告を義務づけています。

1つ目、学校管理下の事故で入院を要するもの。2番、学校管理下で首から上の事故。3番、学校管理下の有無にかかわらず、交通事故の場合。4番、学校管理下の有無にかかわらず、重篤

な事故の場合。5番、そのほか課題のある事故の場合。この2番や3番に当てはまらない死亡事故というのが、この5番に入ります。

昨年度の報告件数は、小学校で84件、中学校で52件です。その中で、学校管理下で救急搬送があった事故が小学校で78件、中学校で48件ありました。

また、事故の未然防止に向けては、学校には学校保健安全法施行規則第28条及び第29条で安全点検の実施が求められています。これに基づき、各学校は学校安全計画及び危機管理マニュアルに定期的な安全点検を実施について定めています。

具体的な点検方法としましては、目視による点検が中心となりますが、打音や振動等を確認する方法による点検を行う場合もあります。ほかにも、ふだん生活の中で高所からの転落事故防止のため、窓際に踏み台になるようなものを設置しない。理科の実験中には部屋の換気を行う。体育や部活動の際には、こまめに水分補給や休憩をし、熱中症対策を行う等、常日頃から事故防止を心がけております。また、不審者に対しましては、校門の施錠管理や防犯カメラの設置、登下校中の安全はPTAや地域コミュニティ等の協力を得ながら、対策をしております。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 ありがとうございます。

事故の件数を聞いてみますと、大体学校に2件ぐらいはあるというような感じですよ。事故の未然防止に向けた安全点検等の取り組みについて、計画的に実施されているということについてはよく分かりました。

今年度から実施されている総合型放課後事業では、7月に視察に行きましたところ、学校によって危機管理意識に違いがあるのか、危機管理マニュアルの統一、趣旨徹底が必要と審議会委員からの指摘がございました。各学校、直営、委託、教職員やスタッフへのリスクマネジメントとクライシスマネジメントをしっかり行うことは、これは保護者や地域、社会からの信用や信頼を得ることにつながると思います。危機管理意識を高めるには、ご存じだと思いますが、ヒヤリハットの経験や事例について共通認識を持ち、日常的に共有していくことが大切だということに言われています。また、対応力、これを高めていくためには、事故が発生したことを想定したシミュレーション型の訓練が有効であるというふうに聞いております。事故はいつでも起こり得るという意識を持って、事故が発生した場合には、組織的かつ適切に対応できるようにしておくことが大切ですので、教職員、スタッフへの指導を今度ともよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

以上です。

○尾川教育長 はい、ありがとうございます。

本当に危機管理の取り組みというのは、もう基本中の基本というところがあります。ただ基本中の基本なんですけど、一切の事故を起こさないというのも難しい面があるので、そこはしっかり注意喚起をしながらやっていかないといけないと思っております。

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、本件に対しましてご意見、ご質問は、この程度にとどめたいと思います。

では、続きまして案件4ですが、「今後の中学校部活動の在り方について」説明をお願いします。井手内教育指導課長。

○井手内教育指導課長 「今後の中学校部活動の在り方について」、ご説明いたします。

協議会資料17ページをご覧ください。

まず、「1. 政策等の背景・目的及び効果について」説明します。本市における中学校部活動の在り方については、スポーツ庁及び文化庁において策定された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、「ひらかたモデル」としての部活動の方針の改訂に向けて、枚方市中学校部活動の在り方懇話会や関係課で組織する庁内委員会において協議、検討を進めています。

このたび令和6年以降の試行実施（案）について、現時点での集約を行いましたので報告させていただきます。

次に「2. 内容」について説明します。

18ページをご覧ください。

9月の教育子育て委員協議会以後、第3回の枚方市中学校部活動の在り方懇話会を開催し、「ひらかたモデル」の策定に向け、引き続き、懇話会のメンバーから本市の現状と課題について意見を伺い、庁内委員会でも「ひらかたモデル」の作成や試行実施に向けての検討を行っております。また、小中学校の児童生徒、地域の方々へのアンケートを現在執り行っております。今後は、アンケート結果なども踏まえて、年度内に試行実施を行ってまいります。

(1) 枚方市中学校部活動の在り方懇話会等について、日程等については記載のとおりとなっております。

(2) 「ひらかたモデル」策定に向けての4類型（たたき台）について、(3) 施行実施（案）については、別紙を基に説明いたします。

別紙1「今後の中学部活動の在り方について」をご覧ください。

9月の教育子育て委員協議会でも説明させていただいたことと重複する部分もありますが、改めてご説明いたします。「1. めざす姿」といたしましては、少子化の中でも、将来にわたり枚方市の子どもたちが、スポーツ・文化芸術等に継続して親しむことができる機会を確保すること。地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保することとしています。「2. ひらかたモデル策定に向けての課題」として、

(1)～(7)を挙げています。「4. ひらかたモデルにおける類型」についてです。前回説明しました⑩「授業の延長的活動型」については、平日における学校ごとの活動になるため、本資料では省略させていただいております。次に、「①統括団体によるクラブ運営型」です。左上の型をご覧ください。統括団体が指導者を募集し、人材バンクを設立。指導者への研修も統括団体が行います。また、同時に生徒の参加希望者も募集します。統括団体は、学校などの施設を活用して地域クラブチームを立ち上げ、指導者を派遣し、参加希望の生徒に指導をする形となります。次に、左下の型、「②学校部活動・地域部活動組み合わせ型」です。学校部活動の枠組みを維持し、外部の指導者を雇う形式です。会計年度任用職員である部活動指導員の雇用などが必要とな

ってくると考えています。

続いて、資料の右側の型、③「自由体験型地域部活動」です。今回、これを「③-1レア型」と「③-2体験型」に分けてお示ししています。「③-1レア型」は、現在の部活動ではあまり見られないダンスやeスポーツなどを想定しており、子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動に触れ、活動の選択肢を増やすことができると考えております。「③-2体験型」は、大学など既存の組織を活用して、気軽に体験できるクラブ活動を設定する形です。関西外国語大学、大阪工業大学、摂南大学、大阪歯科大学など、大学が複数ある枚方の強みを活用し、大学のクラブと連携して実施する予定です。

なお、①、③-1、③-2については、当面、土日、休日における活動を想定しています。今後、これらの型を複合的に組み合わせることを基本としつつ、試行実施と検証を行いながら、枚方市にあった形を模索していきたいと考えています。

今回は、この「③-2自由体験型地域部活動（体験型）」を令和6年1～3月に試行実施することについて、この後、説明させていただきます。

続きまして、別紙2「試行実施について」の4ページをご覧ください。

「ひらかたモデル」策定に向けて、4類型の今後のロードマップ（案）を示しております。先ほど申し上げましたように、③-2は令和6年1～3月に試行実施、令和6年度から本格実施としています。③-1、①の型については、令和6年度に試行実施を行います。この試行実施については、現在、業者に予備見積りを取っており、当初予算にて予算要求をする予定です。③-1型は令和7年度から本格実施。また、①型と②型については、体制が整い次第、順次本格実施を考えています。

なお、①型と②型については、懇話会の意見、児童生徒、保護者、教職員、地域へのアンケートを参考にすることはもとより、中学校体育連盟の各種目の専門委員の教員とも、種目としてどちらの型を目指していくのか対話を重ねながら、慎重に進めていきたいと考えております。

5ページをご覧ください。

「ひらかたモデル」におけるマトリクスとして、4類型をまとめています。今回、令和6年1月～3月の期間に試行実施をいたします③-2の型については、生徒の参加費は無料、保険料のみ参加者の負担と考えております。なお、今回の試行実施につきましては、試行実施という意味合いも鑑み、参加者の保険料も市の負担としております。この型は、指導者が大学生ということもあり、あくまで生徒の様々な体験の場を確保することが目的となっており、現在も市で行っている市民大学や子ども大学探検隊と同様の位置づけと捉え、実施してまいります。また、この型の責任の所在につきましては、当面は枚方市とし、詳細については大学側と調整しております。

6ページをご覧ください。

今回、試行実施をするこの型は、先ほども申し上げたとおり、現在も行われている市内大学との連携の一環として、枚方市にある大学のクラブ活動に中学生が参加させてもらう形で行います。目的は、枚方の中学生がスポーツ・文化芸術に親しむことができる機会を確保するために、大学を1つの居場所にできないかということを検証するものです。4大学がそれぞれ2クラブずつ、活動回数は3回程度を想定し、現在、大学と調整しています。なお先日、大阪工業大学との協議

の際に、クリエイティブサウンドラボがドローンプロジェクトに変更となりました。

資料の左下をご覧ください。

指導者は大学生で、活動内容は課題解決型学習として、大学生自らが中学生に合った活動内容を考えて実施してもらう予定です。大学生には事前にオンライン等で、活動に当たっての留意事項についての研修を行うことを想定しています。

続きまして、資料の右下をご覧ください。

参加中学生については、1回だけでも参加可能としております。

7ページをご覧ください。

今回、③-2の試行実施で検証すべき課題は、先ほどの7つの課題のうち、指導者の質の保障・量の確保方策、スポーツ施設の確保方策、保険の在り方、保護者・地域への周知方法の4つであると考え、検証してまいります。

協議会資料20ページにお戻りください。

「3. 総合計画等における根拠・位置付け」、及び「4. 関係法令・条例等」、「5. 事業費・財源及びコスト」、「6. 資料」については、記載のとおりとなっております。

甚だ簡単ではありますが、以上で本件の説明とさせていただきます。

○尾川教育長 それでは、この件につきましてご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
谷元委員。

○谷元委員 今、説明にあった中で、試行実施のところ、分かりやすいと思いましたが、3ページの(1)ですね、「指導者の質の保障」というふうに書かれています。今、説明を聞きますと、指導者については大学生、学生等ということであるんですけども、質の保障、これをするために、具体的にどのようなことを考えておられるのか教えていただきたいなと思います。

○尾川教育長 井手内教育指導課長。

○井手内教育指導課長 指導者の質の保障のためには、研修の実施が一つの手だてであると考えています。研修の実施主体は類型によって変わることを想定していますが、いずれにしても生徒の指導について、ハラスメントについてなど、研修を行った上で、指導者として認定、派遣する予定としています。さらに、研修の頻度についても、年間複数回行うことを想定しています。また、これらの研修に限らず、大学などで実施されているスポーツ科学やコーチング、技術指導などのプログラムを紹介するなど、指導者を育成していくという視点を持ちながら、指導者の質の確保に努めてまいります。

○尾川教育長 谷元委員。

○谷元委員 今、クラブ活動で概ね教員が指導していたり、あるいは部活動指導協力者支援員の方が指導していただいていたということがあるんですけども、指導者の質を保障する手だてというのはすごく大事だし大変と思っております。様々な検証を実施し、認定、派遣する仕組みを構築していくということは、今後の中学校部活動の在り方でも重要な手だての一つというふうに考えます。スポーツ科学やコーチングというのは、生徒の心身の健康、それから技術の向上や体力の向上等に直結するものですし、子どもたちが生涯にわたってスポーツや文化・芸術に親しめるよう指導者の質の向上を図っていかないと、どこかで指導者とうまく合わないからもう

辞めてしまうとかいうことにもなってしまいますので、その辺のところは、しっかりと質の向上を図りながら認定をしていくことが大事なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

○尾川教育長 はい、ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。近藤委員。

○近藤委員 これは意見でございます。ご承知と承知でございますけれども、静岡の掛川なんかはもう早々に2026年の夏で、学校での部活動は廃止、地域移行にするということをもう打ち出しておられ、それに向けて粛々と進められていると。これは、非常にいろんな議論があり、いろんな展望を見た中での決断だと思うんですけども、ぜひ今、指導課でお示しいただいた「ひらかたモデル」4類型、その方向で細かいところの検証を積み重ねていただいて、ぜひこの課題を克服できる形を模索していただけたらと思います。特に、当然のことながら、中学校における部活動の土日の部分、これを外部に委託できるという形になりますと、当然教員の皆さんの働き方改革につながりますので、そこところがまず肝要ですし、令和5年～7年の間にとということの中で、いろんな模索をしていただくということが大事だと思います。人材と財源というのが本当に難しい課題で、いろいろ耳に入ってくるのは各地、ものすごく苦勞しておられるということも聞いておりますので、ぜひいい形に収まりますようよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○尾川教育長 はい、ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。「ひらかたモデル」ということで、しっかり検討していかないといけないということ、あと、参考情報としましては、先日、直接この話ではないんですけども、文部科学省のほうから加配定数の配分については、部活動ガイドラインをしっかりと守っている学校を対象にするというような話も今回示されておりますので、この「ひらかたモデル」の検討以前の問題として、まずは部活動のガイドラインをしっかりと守っていくと。基本的に枚方では守っているという認識ではあるんですけども、そういったことで加配定数が使えなくなる場合があるよという、そのぐらい文部科学省も強い意志を示して、しっかり働き方改革を進めていくということにも併せて動いているというようなこともありますので、その辺り情報共有とさせていただきますと思います。

それでは、本件に対しますご意見、ご質問は、この程度にとどめたいと思います。

本日の協議会の案件は以上となりますので、協議会を終了といたします。